

令和6年第1回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第1号)

招 集 年 月 日	令和6年1月25日 (木)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和6年1月25日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和6年1月25日 15時05分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	小笠原 敏子	△
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	6 番	斎藤 文彦	
	7 番	武本 宮紀	

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は9名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和6年第1回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14:00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に6番委員と7番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木一氏と西山はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第74号、議案第1号から議案第3号について事務局より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第74号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん持分2分の1、■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん持分2分の1、耕作面積は119㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は4,565㎡です。権利の内容は贈与による所有権移転となっております。申請地は大宇上殿字山根、地番が759番1、地目が田、面積が119㎡です。申請理由は譲渡人は相続をしたが、遠方により耕作困難なため譲り渡す。譲受人は隣接地であり耕作が便利のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて、8番委員より説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>議案書1ページをご覧ください。図面は2ページ3ページです。令和5年12月28日に譲受人である■■■■さん立ち会いのもと現地確認及び聞き取りした結果に基づき、議案説明いたします。</p> <p>申請地は上殿小学校から東に約220メートルの距離に位置します。譲渡人の■■■■さん、■■■■さん共に遠方にお住まいで耕作困難なため、親戚に当たられる■■■■さんへの所有権移転申請が提出されております。資料の1をご覧ください。現地の写真でございますが、当該地においてはこれまでも■■■■さんが管理を任されていたようで、現在は隣接する農地において耕作されております。写真の</p>

<p>議長</p>	<p>真ん中より向かって右方向が今回の申請地に当たっております。今後は併せて耕作をされるとのことでした。なお、農機具等も所有されております。周辺農地に影響はなく、農地法第 3 条各号に該当しないので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 74 号について、審議に入ります。議案第 74 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 74 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第 74 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 1 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 号の説明をさせていただきます。農用地利用集積等促進計画の諮問についてです。資料 2、3 ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 12 月 25 日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積等促進計画の意見聴取を求められているものです。この計画で農用地の借り受けを行う者が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農用地について耕作又は管理を行うと認められること。2 点目に、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。3 点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。4 点目に、農用地の借り受けを行う者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が耕作の事業に常時従事すると認められること。などの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。</p> <p>対象農地の位置については 8 ページから 9 ページをご覧ください。坪野地区で■■■■さんが耕作していた場所となっております。ひろしま活力生だった■■■■さんが離農したハウスを、穴地区で就農している■■■■さんが規模拡大し就農するものです。5 ページから 7 ページに農用地利用集積等促進計画を添付しておりますので、内容をご確認いただき修正すべき点がないかを確認、審査していただければと思います。</p> <p>以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 1 号について、審議に入ります。議案第 1 号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 1 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 1 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 2 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号の説明をさせていただきます。農業委員会委員の辞任についてです。資料 3、11 ページをご覧ください。令和 5 年 12 月 28 日付で 5 番委員の小笠原敏子さんより、農業委員会会長宛に令和 5 年 12 月 31 日をもって辞任したいむね辞任届の提出がございました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項には、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されております。資料 2 より、辞任の理由につきましては、一身上の都合とありますが、家族の介護が必要になり長時間の外出ができなくなったと聞いております。本日、農業委員会から議決がいただければ、安芸太田町長の同意をもって、正式に辞任という運びとなります。また、後任の委員の補充でございますが、3 月の安芸太田町広報誌に欠員募集についての記事を掲載する予定としております。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>それでは、議案第 2 号について、審議に入ります。議案第 2 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 2 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 2 号は申請のとおり承認決定いたしました。 続いて、議案第 3 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料 4 をご覧ください。[]の説明資料になります。もう既に資料はお送りしておりますが、追加資料をご覧ください。坪野地区の[]は、令和元年度に広島市安佐北区安佐町追先の国道 191 号線沿いの直売所</p>

	<p>がなくなったことを契機に、坪野地区の有志 12 名が出資し、直売所を開設しました。国道沿いの坪野郵便局となりで隔週日曜日に開き、地元や周辺の農産物を取り扱っております。■■■■■に出荷される生産者は、坪野だけではなく、安野や附地、湯来町、水内の方もいらっしゃいます。売上高については、令和 2 年が 64 万、3 年が 82 万、4 年に 72 万となっており、コロナ禍による地方回帰もあり、販売高を伸ばしておられます。認定申請のとおり、様々な地元産品を取り扱っており、売り切れることもある。また、まだまだ産品の量を増やし町外の人を呼び込みたいとの思いを強くもらえておられます。この度、■■■■■ ■■■■■農場で町独自小規模出荷農業者の認定を受け、さらに農地を拡張し、個人で持ち寄っている管理機等の農機具を補助金にて購入し、産品の生産増につなげ、都市交流を行いながら地元を活性化したいということです。</p>
議長	<p>それでは、議案第 3 号について審議に入ります。議案第 3 号について質疑はありませんか。</p>
	<p>4 番委員は利害関係人のため退席をお願いいたします。</p>
	<p>(4 番委員退席)</p>
議長	<p>一旦休憩にします。</p>
	<p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し会議を再開します。</p>
	<p>今回の議案について、初めての議案でございますが、資料的に不足分もありますので、再度 2 月に諮るということで、継続審議とさせていただきます。それで異議ありませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>では、議案第 3 号については 2 月への継続審議といたします。</p>
	<p>4 番委員は入室してください。</p>
	<p>(4 番委員入室)</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 4 点させていただきます。</p>
	<p>まず 1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 3 件出ております。資料 5、15 ページをご覧ください。■■■■■地区の■■■■■さん、■■■■■地区の■■■■■さん、■■■■■地区の■■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p>

	<p>報告事項 2 点目は農業委員会系統組織による「能登半島地震義援金」の募集についてです。資料 6、25 ページをご覧ください。農業委員会系統組織では被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り一日も早い復興を支援するため「能登半島地震義援金」の募集活動に取り組むと広島県農業会議から通知がありました。こちらの募金は個人による送金を基本とします。送金先口座は 27 ページに記載のとおりです。</p> <p>報告事項 3 点目に令和 5 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について通知がありました。資料 7、29 ページをご覧ください。3 月 8 日金曜日に広島市南区民文化センターにて研修が開催されます。正式な開催文章が後日送られてくる予定ですが、参加希望の方は事務局までご連絡ください。</p> <p>報告事項 4 点目に第 19 回女性の農業委員会活動推進シンポジウム等の開催について通知がありました。資料 8、31 ページをご覧ください。こちらは女性委員が対象となっており、3 月 6 日、7 日に東京都の砂防会館にて行われます。申込期日が 2 月 7 日までとなっておりますのでこちらについても参加希望の方は事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	報告事項について質疑はありませんか。
事務局	<p>資料はないんですけど、1 点報告をさせていただきます。祇園坊柿がですね、先週 1 月 19 日の金曜日に広島市役所でですね、ザ広島ブランドの認定を正式に受けましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>中身はあおし柿と干柿を認定を受けました。認定者は安芸太田祇園坊柿加工販売協議会会長の [REDACTED] さんという団体で申請をして、認定を受けました。このブランドを使って今後町でどのように活用していくかを、また 2 月に関係者が集まっているいろいろなと考えていきたいと思っておりますので、ご報告をさせていただきます。以上です。</p>
議長	そのほか質疑はありませんか。
議長	この義援金は個々に送金するのか。
事務局	はい。基本個人での送金となります。農業委員会としての送金も可能ですが、1 点注意をするように通知が来ておまして、議員さんが募金をする場合自身の選挙区域での募金は公職選挙法違反になる可能性があるため注意してほしいとのことです。能登半島が選挙区域外であっても、町の農業委員会を経由する場合公職選挙法違反になる可能性があるそうです。ですので、8 番委員については個人での送金をお願いいたします。
議長	<p>では個人での送金としましょう。</p> <p>そのほか質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>

議長	それでは無いようでしたら報告事項を終わります。
議長	<p>これを持ちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和6年第1回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(15:05)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>7 番委員</p>